

○高年齢者等職業安定対策基本方針（平成十七年厚生労働省告示第二百五号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

政 府 省 庁	国 行
第3 事業主が行うべき諸条件の整備に関する指針 1 事業主が行うべき諸条件の整備に関する指針 (1) 募集・採用に係る年齢制限の禁止 労働者の募集・採用に当たっては雇用対策法（昭和41年法律第132号）第10条の規定を遵守するものとし、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の3第1項各号に該当する場合であつて、上限年齢を設定するときは、法に基づき、求職者に対してその理由を明示する。 3 再就職の援助等に関する指針 (4) 公共職業安定所、機構等による支援の積極的な活用等 求職活動支援書の作成その他の再就職援助等の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ公共職業安定所等に対し、情報提供その他の提言、援助を求めるとともに、公共職業安定所が在職中の求職者に対して実施する職業相談や、<u>地域における関係機関との連携の下で事業主団体等が行う再就職援助のための事業を積極的に活用する。</u> 第4 高年齢者等の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項 2 高年齢者等の再就職の促進のための施策の基本となるべき事項 (5) 募集・採用に係る年齢制限の禁止に関する指導、啓発等 高年齢者等の早期再就職を図るため、積極的な求人開拓を行う	第3 事業主が行うべき諸条件の整備に関する指針 1 事業主が行うべき諸条件の整備に関する指針 (1) 募集・採用時の年齢制限の<u>是正</u> 労働者の募集・採用に当たっては<u>年齢制限の是正に努めるもの</u>とし、<u>年齢制限が真に必要な否かを検討した結果やわを得ず</u>上限年齢を設定する場合には、法に基づき、求職者に対してその理由を明示する。 3 再就職の援助等に関する指針 (4) 公共職業安定所、機構等による支援の積極的な活用等 求職活動支援書の作成その他の再就職援助等の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ公共職業安定所等に対し、情報提供その他の提言、援助を求めるとともに、公共職業安定所が在職中の求職者に対して実施する職業相談や、<u>機構が行う再就職支援コンサ</u>ルトメントによる相談援助、<u>事業主団体が行う再就職援助のための事業を積極的に活用する。</u> 第4 高年齢者等の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項 2 高年齢者等の再就職の促進のための施策の基本となるべき事項 (5) 募集・採用時の年齢制限の<u>是正に向けた指導</u>、啓発等 高年齢者等の早期再就職を図るため、積極的な求人開拓を行う

。また、高年齢者等に対する求人の増加を図り、年齢に係る労働力需給のミスマッチを緩和するため、募集・採用に係る年齢制限の禁止について、民間の職業紹介事業者の協力も得つつ、指導、啓発を行うとともに、労働者の募集・採用に当たって上限年齢を設定する事業主がその理由を求職者に提示しないときや当該理由の内容に関し必要があると認めるときには、事業主に対して報告を求め、助言、指導、勧告を行う。

。また、高年齢者等に対する求人の増加を図り、年齢に係る労働力需給のミスマッチを緩和するため、募集・採用に係る年齢制限について、民間の職業紹介事業者の協力も得つつ、その是正に向けて指導、啓発を強化するとともに、労働者の募集・採用に当たって上限年齢を設定する事業主がその理由を求職者に提示しないときや当該理由の内容に関し必要があると認めるときには、事業主に対して報告を求め、助言、指導、勧告を行う。